

5 新食第344号
令和5年4月28日

一般財団法人食品産業センター 会長 殿

農林水産大臣

食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査の結果に基づく協力
要請について

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、食品等の取引の適正化のため、令和4年度食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「令和4年度食品等流通調査」という。）を行ったところ、当該調査の結果を踏まえ、法第28条の規定に基づき、協力要請を行うこととしたので、下記の内容について、十分に御了知いただくとともに、食品等の取引の適正化に向けた一層の御協力をお願いする。

なお、このことについて、貴殿から傘下の関係者に対して周知願いたい。

記

1. 令和4年度食品等流通調査の結果について

令和4年度食品等流通調査では、令和4年7月から令和5年3月にかけて、農業者団体、食品製造事業者、卸売市場関係者（卸売業者・仲卸業者）、食品卸事業者、小売事業者、包装資材事業者及び物流事業者にヒアリングを実施したところである。

世界情勢の変化、円安等による原材料費等の高騰に伴う価格転嫁については、総じて言えば、原材料費は一部価格転嫁ができたことが確認されたものの、労務費、エネルギーコスト等は、価格転嫁が進まず、各事業者の企業努力で対応しているとの声があった。

特に、物流事業者において、エネルギーコストの高騰に伴う価格転嫁について荷主の理解は進みつつあるものの、運賃の値上げはできていないとの回答が多かった。

加工食品では、このような原材料費等の高騰が話題となる以前と比べれば、

- ・ 食品製造事業者において、取引先である食品卸事業者及び小売事業者の理解が得られつつあり、
 - ・ 食品卸事業者において、取引先である小売事業者の理解が得られつつあり、
- いずれも一定程度受け入れられているとの回答が多かった。

また、包装資材事業者において、取引先である食品製造事業者の理解が進んでおり、値上げが受け入れやすい環境となったとの回答が多かった。

一方、生鮮食料品では、

- ・ 農業者団体において、市場取引の場合、需給に応じた価格形成がなされるため、また、相対取引の場合でも、市場価格を参考に価格形成がなされるため、
 - ・ 卸売業者及び仲卸業者において、需給に応じた価格形成がなされるため、
- いずれも価格転嫁が難しいとの回答が多かった。

なお、令和4年度食品等流通調査の結果の詳細については、別添の「令和4年度食品等流通調査に関する報告書」を御参照いただきたい。

2. 令和4年度食品等流通調査の結果に基づく協力要請について

現在も新型コロナウイルス感染症による国民生活や経済への影響が続いている中、世界情勢の変化、円安等の影響により原材料費及びエネルギーコスト等が高い水準で推移しており、食品関連事業者においては、原材料費に加え、労務費、エネルギーコスト等も適切に価格転嫁することが重要である。

ついては、本調査結果を踏まえ、特に、物流事業者から運賃に価格転嫁ができていないと回答のあったエネルギーコストをはじめとして、価格転嫁が難しいと回答の多かった労務費、エネルギーコスト等について、これらの上昇分が取引価

格に適切に反映されるよう、貴団体及び傘下の関係者の格段の御協力をいただきたい。

3 その他

政府では、引き続き「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日閣議了解）に基づく取組を進めているところである。

このため、公正取引委員会においては、先般、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査を実施し、注意喚起文書の発出、企業名の公表等が行われている。

また、中小企業庁においては、毎年3月・9月の価格交渉促進月間後に行われるフォローアップ調査の結果について、企業名を含めた価格転嫁・交渉の状況の公表や下請中小企業振興法に基づく事業所管大臣による指導・助言が行われている。

食品関連事業者においても、改めて適正な取引に向け御協力いただきたい。

《参考》

- ・「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、令和3年12月27日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に従って取り組むことが閣議了解されたところである。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf

- ・「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

内閣府、経済産業省、農林水産省等では、「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組んでおり、2020年6月開始以来、19,000社を超える企業が宣言をされているところである。

<https://www.biz-partnership.jp/>

- ・公正取引委員会：独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakeka.html

- 円滑な価格転嫁の実現に向けた関係事業者団体向け要請文書について
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230315_youseibunsho.html
- 中小企業庁：価格交渉促進月間（2022年9月）フォローアップ調査の結果について
<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221223005/20221223005-1.pdf>
- 食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン
食品製造業者と小売業者との取引関係において、問題となり得る事例を提示し、できるだけわかりやすい形で下請法や独占禁止法の考え方を示すことにより、取引上の法令違反を未然防止する観点から、「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」を策定しています。
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/tekiseitorihiki.html>